

日医発第 646 号 (保 144)
平成 21 年 10 月 19 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

厚生労働省が行う衛生検査所検査料金調査に対する協力について

今般、標記調査の実施について、厚生労働省より本会宛協力依頼がありました。

本調査は、平成 21 年 1 月 1 日現在、「臨床検査技師等に関する法律」に基づいて登録を完了している全国の衛生検査所を対象として、平成 21 年 7 月 1 か月間の取扱い検体数、外部精度管理への参加状況、平成 21 年 7 月 1 か月間の検査項目別検査件数及び加重平均料金等について行うものであります。

本会といたしましては、従来どおり本調査に協力することといたしましたので、貴職におかれましても関係機関の協力が得られますよう、ご高配方よろしくお願ひ申し上げます。

各衛生検査所に対しては、厚生労働省から添付資料の「2.」～「5.」が送付され、回答につきましては、平成 21 年 11 月 6 日までに厚生労働省保険局医療課宛お送りいただくことになっております。

なお、本調査によって知り得た事実については、診療報酬点数の評価のための基礎資料を得るという目的以外には使用されず、秘密は厳守されますことを申し添えます。

[添付資料]

1. 衛生検査所検査料金調査について
(平 21. 10. 9 保発 1009 第 3 号厚生労働省保険局長通知)
2. 調査依頼書
3. 衛生検査所検査料金調査実施要領
4. 電子メールにて調査票を提出される方へ
5. 衛生検査所検査料金調査調査票

保 発 1 0 0 9 第 3 号
平 成 2 1 年 1 0 月 9 日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省保険局長



衛生検査所検査料金調査について

標記については、別添により実施することといたしましたので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、都道府県の各医師会に対しましても、この調査が円滑に実施されますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

調 査 依 頼 書

謹啓 時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、社会保険医療の実施に当たりましては、日頃、御協力をいただいているところ
ありますが、今般、診療報酬に関する資料を得ることを目的として、衛生検査所における
受託検査料調査を実施することになりました。

御多忙中誠に恐れ入りますが、別紙調査実施要領を御参照の上、調査票に御記入いた
だき平成21年11月6日（金）までに同封の封筒により、厚生労働省保険局医療課まで御
返送いただきたくお願い申し上げます。

なお、調査によって知り得た事実については、当調査目的以外に使用することはなく、
秘密は厳守されますことを申し添えます。

敬 具

平成21年10月

厚生労働省保険局医療課

衛 生 検 査 所 御 中

衛生検査所検査料金調査実施要領

- 1 調査の目的 登録衛生検査所の受託検査の数及び料金等の実態を把握し、診療報酬点数の評価のための基礎資料を得ることを目的とします。
- 2 調査の対象
平成21年1月1日現在、「臨床検査技師等に関する法律」に基づき登録を完了している全国の衛生検査所を対象とします。
- 3 調査実施主体
厚生労働省保険局医療課
- 4 調査実施時期及び調査票の提出期限
記入後の調査票は、平成21年11月6日（金）までに厚生労働省保険局医療課に必着するよう提出してください。
- 5 調査事項
 - (1) 施設の概要
施設名・保険診療に関する検査の有無
 - (2) 取扱い検体数
平成21年7月1か月間の取扱い検体数
 - (3) 精度管理
外部精度管理への参加状況
 - (4) 検査実施数及び検査料金
平成21年7月1か月間の検査項目別検査件数及び加重平均料金
- 6 提出にあたっての注意事項
提出の際には、封筒の中に①②の両方が入っていることをご確認ください。なお、電子メールで回答される場合は、①②の両方のファイルが添付されていることをご確認の上、件名を【調査票回答】とし、下記提出先まで送信してください。

① 衛生検査所検査料金調査票
(施設名、保険診療に関する検査の有無、取扱い検体数、精度管理等)
② 検査項目別調査票 (検査項目別件数、加重平均料金)

※) 保険診療に関する検査を実施していない場合は、①のみご提出ください。
※) 電子メールでの回答を希望される方は、件名を【メール回答希望】とし、下記照会先までメールを送信してください。①②のファイルを添付し送信元へ返信いたします。
- 7 調査内容等に関する照会先（電子メール回答提出先）
厚生労働省保険局医療課内
電 話：03(5253)1111 内線 3289 又は 3276
E-mail：kensasyo@mhlw.go.jp

注 意 事 項

電子メールにて調査票を提出される方へ

- 1 調査票の回収にあたりまして、電子メールによる提出も受け付けております。調査票の電子媒体が必要な場合は、恐れ入りますが、下記までその旨メールにてお知らせください。折り返しお送りいたします。
- 2 その際、調査票〔衛生検査所検査料金調査票（1ページ）、検査項目別調査票（検査項目別件数、加重平均料金）〕を郵送していただく必要はございません。

メール送付先：kensasyo@mhlw.go.jp